

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年2月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川県）（受）第 2200118 号

厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川県）（厚）第 2200064 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧から⑫までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧から⑫までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①、⑧、⑩及び⑪の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①、⑧、⑩及び⑪の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男

基礎年金番号 ；

生 年 月 日 ； 昭和 44 年生

住 所 ；

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成 15 年 4 月

② 平成 16 年 4 月

③ 平成 18 年 4 月

④ 平成 19 年 4 月

⑤ 平成 20 年 4 月

⑥ 平成 21 年 4 月

⑦ 平成 22 年 4 月

- ⑧ 平成 23 年 4 月
- ⑨ 平成 23 年 7 月
- ⑩ 平成 23 年 12 月
- ⑪ 平成 24 年 4 月
- ⑫ 平成 24 年 7 月

私は、A社から請求期間①から⑫までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑫までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧から⑫までについて、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細（以下「預金取引明細」という。）、A社の委託先税理士事務所から提出された請求者に係る賞与台帳（写）、給与・賞与支給実績一覧表（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）（以下、併せて「賞与に係る資料」という。）並びに同社の元事業主の回答、元監査役の陳述及び委託先税理士事務所の担当者の陳述により、請求者は、同社からそれぞれ、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧から⑫までの標準賞与額については、上記賞与に係る資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧から⑫までの賞与支払年月日については、預金取引明細により確認できる振込日から、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑥まで及び請求期間⑧から⑫までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①、⑧、⑩及び⑪について、上記1に係る預金取引明細及び賞与に係る資料により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①、⑧、⑩及び⑪の賞与支払年月日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、⑧、⑩及び⑪に係る訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑦について、A社の元事業主は、請求者に対し、平成22年4月に賞与を支給していない旨回答している。

また、A社の委託先税理士事務所から提出された請求者に係る平成22年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）によると、「賞与等」の欄に平成22年4月に係る賞与の記載はないことが確認できる。

さらに、請求者は、A社からの賞与は現金支給だったことはなく、賞与が給与とは別の口座に振り込まれた可能性はない旨陳述しているところ、預金取引明細によると、平成22年4月において、同社から、給与以外の振込は確認できない。

このほか、請求者の請求期間⑦における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額	
①	平成15年4月	平成15年4月28日	85万6,000円	6万4,000円	6万4,000円	85万6,000円
②	平成16年4月	平成16年4月30日	86万1,000円	86万1,000円	86万1,000円	
③	平成18年4月	平成18年4月28日	67万2,000円	67万2,000円	67万2,000円	
④	平成19年4月	平成19年4月29日	113万5,000円	113万6,000円	113万5,000円	
⑤	平成20年4月	平成20年4月30日	102万9,000円	102万9,000円	102万9,000円	
⑥	平成21年4月	平成21年4月30日	96万6,000円	96万6,000円	96万6,000円	
⑧	平成23年4月	平成23年4月30日	84万円	78万5,000円	78万5,000円	84万円
⑨	平成23年7月	平成23年7月9日	59万5,000円	59万5,000円	59万5,000円	
⑩	平成23年12月	平成23年12月10日	108万2,000円	106万3,000円	106万3,000円	108万2,000円
⑪	平成24年4月	平成24年4月27日	52万5,000円	51万4,000円	51万4,000円	52万5,000円
⑫	平成24年7月	平成24年7月10日	59万5,000円	60万8,000円	59万5,000円	

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川県）（受）第 2200119 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川県）（厚）第 2200062 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年2月21日から同年6月22日に訂正し、同年2月から同年5月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

令和2年2月21日から同年6月22日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年2月21日から同年6月22日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年2月21日から同年6月22日まで

厚生年金保険の記録では、私のA社における資格喪失年月日が令和2年2月21日と誤って記録されているが、実際は、同年6月21日まで同社に勤務していた。給料から請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、A社における資格喪失年月日に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、当初、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、令和2年2月21日と記録され、その後、保険料徴収権の時効成立後の令和4年10月26日付けで、当該資格喪失年月日を令和2年6月22日とする訂正とともに当該訂正後の請求期間に係る厚生年金保険の記録が厚生年金保険法第75条本文該当（保険給付の対象とならない記録）とする処理が行われていることが確認できるところ、事業主から提出された出面（作業日報）（写）、請求者及び事業主から提出された給料支払明細書（写）並びに事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者は、当該期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書（写）及び事業主の回答により認められる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、令和2年2月21日から同年6月22日までの期間に係る請求者の保険料納付について回答を得られないところ、年金事務所から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（写）によると、事業主から請求者の資格喪失年月日を同年2月21日とする届出が同年8月21日に行われていることが確認でき、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、過誤納となった保険料を資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）こととなる上、事業主は、当該期間について、請求者の資格喪失年月日を同年2月21日から同年6月22日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失（訂正）届を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年10月25日受付）したことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200122号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200063号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成20年7月25日は2万円、同年12月22日は6万3,000円、平成21年7月27日は6万8,000円、同年12月22日は5万6,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月25日、同年12月22日、平成21年7月27日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月25日、同年12月22日、平成21年7月27日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月
② 平成20年12月
③ 平成21年7月
④ 平成21年12月

請求期間①から④までにおいて、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された預金通帳(写)、B信用金庫C支店から提出された請求者に係る預金取引明細表1並びにA社の複数の同僚から提出された給与台帳(写)、預金通帳(写)及び預金取引明細表1(写)から判断すると、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、上記の請求者に係る預金通帳（写）及び預金取引明細表 1 から、請求期間①は平成 20 年 7 月 25 日、請求期間②は同年 12 月 22 日、請求期間③は平成 21 年 7 月 27 日、請求期間④は同年 12 月 22 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、上記の請求者に係る預金通帳（写）及び預金取引明細表 1 並びに同僚の給与台帳（写）により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 2 万円、請求期間②は 6 万 3,000 円、請求期間③は 6 万 8,000 円、請求期間④は 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 20 年 7 月 25 日、同年 12 月 22 日、平成 21 年 7 月 27 日及び同年 12 月 22 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。